

とっとり夢プロジェクト事業補助金審査会 審査要領

1 目的

この要領は、とっとり夢プロジェクト事業補助金の採択にあたり、申請内容を審査するために設ける。

2 審査方法

(1) 審査は、原則として、1次審査と2次審査を行う。

1次審査は、申請者から提出のあった計画書及び収支予算書について書類審査を行い、2次審査は、申請者等が資料等を用いて行うプレゼンテーションについて審査を行う。

(2) 3の審査基準に基づき、審査員が審査する。

(3) 1次審査の審査会は、教育委員会事務局の職員3名で構成し、2次審査の審査会は、1次審査を担当した職員を除く教育委員会事務局の課長補佐級以上の職員3名で構成する。

(4) 審査員の審査結果をもとに、予算の範囲内で事業採択の可否を決する。

ただし、各審査員の採点のうち、1項目以上で1点がある者は原則不採択とする。

3 審査基準

(1) それぞれの審査者が審査項目について採点を行う。(各4点満点)

ア 1次審査基準

審査項目	審査内容	配点
企画	交付目的にあった企画であるか。	4点
補助金の用途	補助金の用途は適切、かつ効果的か。	4点
	合計	8点

イ 2次審査基準

審査項目	審査内容	配点
企画内容	創造性やチャレンジ精神のある企画であるか。	4点
	活動の成果等を地域や他の生徒等に還元できるか。	4点
	計画性があり、実行可能であるか。	4点
プレゼンテーション	わかりやすく説明しているか。	4点
	発表の構成及び方法に工夫があるか。	4点
	企画に対する意欲と熱意があるか。	4点
	合計	24点

(2) 各審査員の採点の結果、合計点で高得点を得た者から順位を付けるものとする。

附則 この要領は、令和4年4月13日より施行する。